備考　［略］	と花の装飾。中央から両端に伸びたところにろうそくが立てられるようになっている。ベースは鐘の形になっており、植物の装飾が見られる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年四月十三日から施行する。

告示

○金融庁法務省告示第一号

社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年大蔵省司法省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月十三日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　社債等登録法施行令第一条第一項第一号（社債等登録法施行令第十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ会社（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノ及ビ他ノ法令ニ依リ社債等登録法第十四条ノ規定ニ基ヅキ同法ガ準用サルル債券ヲ発行スル法人ヲ含ム） 会社ノ商号又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノ及ビ他ノ法令ニ依リ社債等登録法第十四条ノ規定ニ基ヅキ同法ガ準用サルル債券ヲ発行スル法人ノ名称　登録事務ヲ取扱フ場所 ［略］ 株式会社三菱ＵＦＪ銀行　東京都千代田区丸の内二丁目　株式会社三菱ＵＦＪ銀行ソリューション本部フィナンシャルソリューション部 ［略］	一　社債等登録法施行令第一条第一項第一号（社債等登録法施行令第十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ会社（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノ及ビ他ノ法令ニ依リ社債等登録法第十四条ノ規定ニ基ヅキ同法ガ準用サルル債券ヲ発行スル法人ヲ含ム） 会社ノ商号又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノ及ビ他ノ法令ニ依リ社債等登録法第十四条ノ規定ニ基ヅキ同法ガ準用サルル債券ヲ発行スル法人ノ名称　登録事務ヲ取扱フ場所 ［同上］ 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　東京都千代田区丸の内二丁目　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行ソリューション本部フィナンシャルソリューション部 ［同上］